入会・休会及び退会に関する規程

第1章 入 会

(受付基準)

- 第1条 新入会員受付基準は次の通りとする。
 - (1) 年令

入会年度の前年度の12月31日現在満21歳以上満35歳以下の品格ある青年とする。

(2) 推薦人

推薦人は2名とし正会員もしくは特別会員でなければならない。ただし、内1名は 正会員に限る。

正会員の推薦人はその年度の1月1日現在正会員歴満2年以上の者でJC活動に情熱があり、推薦時の前年度及び前々年度の例会及び所属委員会の出席率がいずれも50%以上の者であることを要し、推薦を受けた者が入会した場合、2年間はJC活動について助言・指導しなければならない。

(3) 同一会社の社員

原則として2名までとする。ただし、専務理事が認めた場合はその限りではない。

- 3. 理事会が特別の事情ありと認めた者については年令による制限(ただし上限)を適用しないことがある。

(入会申し込み手続き)

- 第2条 入会希望者は、以下のいずれかの方法で入会申し込みをしなければならない。
 - (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、指定の必要書類(申し込み預り金が必要な場合、 それを含む)と共に、指定の場所に提出する(以下、申込書及び必要書類を併せて「入 会申込書」とする)。
 - (2) 所定の申込フォームに必要事項を入力し提出すると共に、指定の必要書類(申し込み預り金が必要な場合、それを含む)を指定の場所に提出する(以下、申込フォーム及び必要書類を併せて「入会申込書」とする)。

(入会申し込み審査)

- 第3条 担当会議体又は委員会は入会申込書に基づき入会希望者が本規程第1条の資格を 有するか否かを審査し不適格であることが判明したときは、入会申し込みを却下しなけ ればならない。
 - 2. 前項の場合担当会議体又は委員会は却下の理由を本人及び推薦人に通知するとともに申し込み預り金全額を本人に返却する。
 - 3. 担当会議体又は委員会は推薦人が第1条の資格を有していないことが判明したときは、その変更を本人又は推薦人に申し入れることができ、その変更に応じないときは申し込みを却下し理事会に入会の推薦を行わない。
 - 4. 担当会議体又は委員会は審査の結果適格であると思われる入会希望者に対し、又は理

事会で入会の承認を受けた者に対し一定期間オリエンテーションを行う。

5. 担当会議体又は委員会は審査の結果適格であると思われる入会希望者について、又は一定期間オリエンテーションを受けた者について報告の上理事会に入会の推薦を行う。

(入会の通知)

- 第4条 理事会は推薦を受けた者について厳重かつ慎重なる審議の上出席理事全員の賛成をもって入会を承認し、その結果を入会希望者に通知する。
 - 2. 理事会で入会を承認される前に入会希望者が辞退又は理事会で入会の承認を得られなかった場合は申し込み預り金より必要経費を控除し残額を本人に返却する。

(会費の納入)

- 第5条 入会を承認された者に対しては本規程第2条に定める申込預り金を入会金に充当し年会費については所定の期日までに納入しなければならない。
 - 2. 年会費の納入がなされるまでは入会承認証及びバッジの伝達を行わないことがある。
 - 3. 所定の期日までに年会費の納入をしないときは入会を取り消されることがある。 (入会の承認)
- 第6条 前条第1項の手続きを経た新入会員は理事長より入会認証式でバッジ等の伝達を 受ける。

第2章 休 会

(休会の申し出)

- 第7条 会員は下記のいずれかに該当するときは休会を申し出ることができる。
 - (1) 転勤・長期出張及び病気療養のため6ヶ月以上の長期にわたって活動できないと 思われるとき
 - (2) その他やむを得ない事由のあるとき

(休会手続き)

- 第8条 休会を希望する者は所定の休会届に下記事項を記入し捺印のうえ、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 申出人の氏名及び住所
 - (2) 休会を必要とする理由
 - (3)休会を必要とする期間
 - (4) 提出年月日
 - (5) 休会中の連絡先

(理事会の審議)

第9条 専務理事は所定の休会届の提出があったときは、本規程第8条の要件を具備する か否かを調査した上、これを理事会に付議する。理事会において申し出を認めたときは 休会を承認し、申出人は承認された期間休会中の会員となる。

(休会の通知)

第10条 理事長は休会を承認したときは会員台帳にその旨を記入すると共に、申出人に 通知する。 (休会中の権利義務)

- 第11条 休会中の正会員は年会費を納入しなければならない。
 - 2. 休会中の会員は出席の義務を停止されるほか、本会議所の会員として一切の権利を 停止される。ただし、総会に関する権利、義務はこの限りではない。

(休会期間及び延長)

- 第12条 休会期間は1年以内とする。
 - 2. 期間の延長を希望する者は、満了日の30日前までに理事長宛休会期日変更届を提出しなければならない。
 - 3. 延長願いその他の手続きについては、本規程第8条及び第9条の規定を準用する。
 - 4. 休会期間の延長は連続3年を超えることができない。

(休会中の復帰手続き)

- 第13条 休会中の会員が復帰しようとするときは、所定の復帰届に下記の要件を記入して理事長に提出しなければならない。
 - (1) 申出人の氏名及び住所
 - (2) 提出年月日
 - (3) 休会の事由が止んだこと

(休会中の復帰の承認)

第14条 専務理事は所定の復帰届が提出されたときは、速やかに理事会に報告し、その承認を得た上で、所定の会員名簿にその旨を入力しなければならない。

第3章 出產育児出席等免除制度

(申請)

- 第15条 出産育児出席等免除を希望する会員は、出産育児出席等免除を申請することができる。なお、申請にあたり、母子手帳の写しその他妊娠ないし出産の事実を証明し得る 資料の提出を要するものとする。
 - 2. 出産育児出席等免除を申請できる会員は、本人又は配偶者(内縁パートナーを含む。 以下同じ。)が妊娠している会員及び本人又は配偶者が出産し当該子が満1歳に満たない 者に限る。
 - 3. 出産育児出席等免除期間は、産前6週間前(出産予定日を含む)から子が満1歳となる日の属する月までを上限とする。

(出席義務の免除)

第16条 出産育児出席等免除を希望する会員は、希望する出席等免除期間を記載した所定の申請書を提出し、理事会の承認を得ることで、出席等免除期間の会議等の一切の出席義務を免除する。

(年会費の免除)

第17条 出産育児出席等免除を申請した会員は、出席等免除期間中に相当する年会費(出席等免除期間/365×年会費)を、前条の理事会の承認を得た翌年の年会費から差し引くことができる。

ただし、年会費の免除は1会員につき1回限りとする。

第4章 退 会

(退会勧告)

- 第18条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、退会勧告をすることができる。
- (1) 定款その他の規程に違反したとき
- (2) 本会議所の名誉を傷つけ、又は本会議所の目的に違反する行為があるとき
- (3) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (4) その他、退会勧告すべき正当な事由があるとき
- 2. 前項の規定により、会員に退会勧告しようとする場合は、当該会員に対し、理事会の 1週間前までに、理由を付して退会勧告をする旨の通知をし、退会勧告の決議を行う理事 会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3. 前項により退会勧告が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。 (退会の申し出)
- 第19条 退会は定款第18条により本人の届け出がなされ、理事会への報告と当該年度 の会費納入が確認されたときに効力を生ずる。

(退会手続き)

- 第20条 定款第18条により退会を希望する会員は、所定の退会届に下記要件を記入して理事長に提出しなければならない。
 - (1) 申出人の氏名及び住所
 - (2) 提出年月日
 - (3) 退会理由

(理事会への報告)

第21条 理事長は退会届の提出があったときは、これを理事会に報告しなければならない。

(退会の通知)

第22条 理事長は本規程第19条の要件が満たされたことを確認したときは、所定の会員名簿にその旨を入力すると共に、申出人に通知する。

(退会者の義務)

第23条 退会者は年度のいかなる時期に退会しても、その当該年度の年会費を納入しなければならず、又既に納入した年会費の返還を請求することができない。

第5章 雜 則

(改廃等)

第24条 この規程の改廃及び細則を定めるときは総会の承認を得なければならない。

附則

本規程は昭和47年1月1日より施行する。

本規程は昭和58年2月23日より施行する。

本規程は昭和63年12月3日より施行する。

本規程は平成16年12月6日より施行する。

本規程は平成23年1月1日より施行する。

本規程は平成26年12月19日より施行する。

本規程は令和元年7月25日より施行する。

本規程は令和4年1月1日より施行する。

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。